

**日本体育・スポーツ政策学会  
理事会の運営に関する規程**

**第1条** 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。

**第2条** 理事会は、原則として年に2回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。理事長が、招集した理事会に出席できなくなった場合は、理事長の指名を受けた理事が代行する。

**第3条** 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

**第4条** (1) 理事は、次の事項を担当する。  
総務、会計、学会大会、セミナー、研究促進、編集、広報、涉外、国際交流等  
(2) 各担当理事が行う会務の役割分担及び調整は、理事長が行い、理事会の承認を経るものとする。  
(3) 理事会は、運営の効率化を図り、業務を遂行するために、理事の推薦に基づいて、運営委員を指名することができる。

**第5条** その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができる。

**第6条** この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

**附則**

この規程は、平成9年12月20日より適用する。

平成12年12月2日改正適用。

平成18年12月2日改正適用。

平成22年12月5日改正適用。

令和7年12月13日改正適用。